

－中国知財情報－
化学分野の追加実験データの提出について

2017年10月10日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 特許審査指南改正

2017年4月1日より、改正された特許審査指南が施行された。今回の改正は、審査指南第二部分第十章の第3.4節(2)における「実施例について」に対し、「出願日より後に追加で提出された実験実施例及び実験データは考慮しない。」という表現が削除された。その代わりに、「出願日の後に提出された追加実験データに対し、審査官は審査すべきである。追加実験データの提出により証明しようとする技術効果は、当業者が出願書類に開示された内容から取得できるものであるべきである。」という表現が盛り込まれ、第3.4節(2)における元々の内容である「原明細書及び請求の範囲に記載されている内容に準じ、明細書で充分に開示されたか否かを判断する。」と併せて、新たな第3.5節とされた。

改正後の3.5節は下記通りである。

3.5 追加実験データの提出について

原明細書及び請求の範囲に記載されている内容に準じ、明細書で充分に開示されたか否かを判断する。

出願日の後に提出された追加実験データに対し、審査官は審査すべきである。追加実験データにより証明しようとする技術効果は、当業者が出願書類に開示された内容から取得できるものであるべきである。

【全6頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。